

法人税			金融商品会計基準		
保有目的	評価方法	評価差額	保有目的	評価方法	評価差額
売買目的有価証券	時価法	損金又は益金に計上	売買目的有価証券	時価法	損益計上
売買目的外有価証券	償却原価法	期間配分のうえ損金・益金に計上	満期保有目的の債券	償却原価法	期間配分のうえ損益に計上
	原価法	-	子会社株式および関連会社株式	原価法	-
	原価法	-	その他有価証券	時価法	【全部純資産直入法】 純資産の部に直接計上 【部分純資産直入法】 評価損は費用計上

**A1** 法人税法上は、売買目的有価証券と売買目的外有価証券に分類されます。法人が事業年度終了時に有する売買目的有価証券は時価法により評価し、売却目的外有価証券は原価法により評価します。(法人税法第61条の3一、二)なお、償還有価証券については、償却原価法を適用して、加減算した帳簿価額を事業年度終了時の評価額とします。(法人税法施行令第119条の14)有価証券の期末評価

**A2** 法人税法上の減損処理は、上場有価証券等(取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券およびその他価格公表有価証券を除く)企業支配株式を除く)

**Q2** 弊社の保有している有価証券に減損の疑義がありません。法人税法上、法律の規定に従って評価換えをしてその帳簿価額を減額したとき以外に、評価損を損金に算入することはできるのでしょうか。

方法について、法人税法上と金融商品会計基準の取り扱いを比較すると表のようになります。

**Q1** 私は上場企業の財務・経理部に所属する新入社員です。弊社の保有している有価証券には、短期間でキャピタルゲインを得ることを目的としている有価証券や他企業への支配力行使を目的としている有価証券があります。会計上の有価証券の期末評価方法は理解しておりますが、法人税法上の有価証券の期末評価方法が分からないため教えてください。

**証券税制 Q & A**

教えて！

**小谷野先生**

**法人税編**



小谷野幹雄 (こやの・みきお)  
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA  
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。  
ホームページアドレス  
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

と上場有価証券等以外に分類され、一定の要件を満たした場合、評価損を損金に算入することができます。なお、上場株式であっても発行済株式等の20%以上を個人および同族関係者等により保有する場合には、その保有する株式は「企業支配株式」に該当し、上場有価証券以外に分類されるため注意が必要です。

**【一定の要件】**

- ①有価証券の価額が著しく低下している必要があります。「価格の著しい低下」とは、期末時の価額が帳簿価額のおおむね50%相当額を下回り、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないことを言います。(法人税法施行令第68条1の二イ)
- ②有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化している必要があります。具体的には、取得後、相当の期間経過後に発行人に破産の手續開始の決定および再生手続開始の決定等の事実が生じたこと、または、発行人の1株当たりの期末純資産が取得時の純資産価額のおおむね50%以上下回ることが必要です。(法人税法施行令第68条1の二ロ)
- ③上記②に準ずる特別の事実(法人税法施行令第68条1の二ハ)

上場有価証券等に分類される場合は、上記要件①または③を満たす必要があります。上場有価証券等以外に分類される場合は、上記要件②または③を満たす必要があります。